

請求事由一覧

| コード | ■ 共済契約が個人事業主の場合 | 共済金等種類 | 一括受取 | 分割受取 一括・分割併用 |
|----------------|---|-----------------|------|-----------------|
| 1101 | 個人事業の廃止 | 共済金 A | ○ | ○ (注) |
| 1102 | 個人事業主の死亡 | 共済金 A | ○ | × |
| 1107 (1101) | 個人事業主が配偶者又は子に事業の全部譲渡 ※事由発生日が平成28年4月以降はコード1101となります。 | 準共済金 (共済金 A) | ○ | × |
| 1108 | 制度への加入が平成22年12月以前で、個人事業主が金銭以外の出資により、同一の事業を営む会社を設立し、その会社の役員に就任しなかった。 | 準共済金 | ○ | × |
| 1109 | 制度への加入が平成22年12月以前で、個人事業主が金銭以外の出資により、同一の事業を営む会社を設立し、その会社の役員に就任した。 ※役員たる小規模企業者の場合を除く | 準共済金 | ○ | × |
| 1129 | 1109の場合で、役員たる小規模企業者となつた。 | 解約手当金 | ○ | × |
| 1110 | 任意解約（個人事業主の自己都合による解約） | 解約手当金 | ○ | × |
| 1111 | 12か月以上の掛け金滞納のため、機構による共済契約の解除 | 解約手当金 | ○ | × |
| 1112 | 老齢給付（個人事業主が満65歳以上で掛け金納付月数が180か月以上） | 共済金 B | ○ | ○ (注) |
| 1130 | 制度への加入が平成23年1月以降（含、平成23年1月以降共済事由が発生し同一人通算・承継通算手続き）で、個人事業主が同一の事業を営む会社を設立し、その会社の役員に就任しなかった。 | 準共済金 | ○ | × |
| 1131 | 制度への加入が平成23年1月以降（含、平成23年1月以降共済事由が発生し同一人通算・承継通算手続き）で、個人事業主が同一の事業を営む会社を設立し、その会社の役員に就任した。※役員たる小規模企業者の場合を除く | 準共済金 | ○ | × |
| 1132 | 1131の場合で、役員たる小規模企業者となつた。 | 解約手当金 | ○ | × |
| - | ■ 共済契約が共同経営者の場合 | 共済金等種類 | 一括受取 | 分割受取 一括・分割併用 |
| 1151 | 個人事業主の廃業に伴う共同経営者の退任 | 共済金 A | ○ | ○ (注) |
| 1152 | 共同経営者の死亡 | 共済金 A | ○ | × |
| 1154 | 共同経営者の疾病又は負傷による退任 | 共済金 A | ○ | ○ (注) |
| 1157 (1151) | 個人事業主の配偶者又は子への事業の全部譲渡に伴い、共同経営者が配偶者又は子への事業の全部譲渡 ※事由発生日が平成28年4月以降の場合はコード1151になります。 | 準共済金 (共済金 A) | ○ | × |
| 1158 | 個人事業主が法人成りし、共同経営者がその会社の役員に就任しなかった | 準共済金 | ○ | × |
| 1159 | 個人事業主が法人成りし、共同経営者がその会社の役員に就任した。 ※役員たる小規模企業者となつた時を除く。 | 準共済金 | ○ | × |
| 1179 | 1159の場合で、役員たる小規模企業者となつた | 解約手当金 | ○ | × |
| 1180 | 共同経営者の退任による解約 | 解約手当金 | ○ | × |
| 1160 | 任意解約（共同経営者の自己都合による解約） | 解約手当金 | ○ | × |
| 1161 | 12か月以上の掛け金滞納の為、機構による共済契約の解除 | 解約手当金 | ○ | × |
| 1162 | 老齢給付（共同経営者が満65歳以上で掛け金納付月数が180か月以上） | 共済金 B | ○ | ○ (注) |
| - | ■ 共済契約が会社等役員の場合 | 共済金等種類 | 一括受取 | 分割受取 一括・分割併用 |
| 1203 | 会社等の解散 | 共済金 A | ○ | ○ (注) |
| 1204 | 会社等役員の疾病・負傷による退任又は平成28年4月以降に満65歳以上で退任 | 共済金 B | ○ | ○ (注) |
| 1205 | 会社等役員の死亡 | 共済金 B | ○ | × |
| 1206 | 会社等役員の退任（コード1203・1204・1205の場合以外） | 準共済金 | ○ | × |
| 1210 | 任意解約（会社等役員の自己都合による解約） | 解約手当金 | ○ | × |
| 1211 | 12か月以上の掛け金滞納の為、機構による共済契約の解除 | 解約手当金 | ○ | × |
| 1212 | 老齢給付（会社等役員が満65歳以上で掛け金納付月数が180か月以上） | 共済金 B | ○ | ○ (注) |

(注) 分割受取、一括・分割併用受取の要件

分割受取の可否は、請求事由によって異なります。上表の「分割受取、一括・分割併用受取」が○になっており、以下の要件を満たす場合にご選択いただけます。

- (1) 請求事由の発生日において満60歳以上であること
- (2) 共済金から未納掛け金、後納割増金、融資関係控除額等を引いた後の金額が以下のとおりであること。

[分割受取] 300万円以上

[一括・分割併用受取] 330万円以上で、かつ、そのうち一括で受取る金額が30万円以上